

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210514	株式会社中央タクシー (法人番号 6420001011452) 代表者山田和男	青森県三沢市中央 町2丁目7番23号	本社営業所	青森県三沢市中央町2 丁目7番23号	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和2年12月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	8	8

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。